

コンピュータウイルス・ 不正アクセスの届出状況

[2023年(1月~12月)]

本資料では、2023年1月1日から2023年12月31日までの間にセキュリティセンターで受理した、コンピュータウイルスとコンピュータ不正アクセスに関する届出状況を報告する。

目次

1. コンピュータウイルス届出状況	- 1 -
1-1. ウイルス届出件数.....	- 1 -
1-1-1. 年別推移	- 1 -
1-1-2. 月別推移	- 1 -
1-2. ウイルス等検出数.....	- 2 -
1-2-1. 年別推移	- 2 -
1-2-2. 月別推移	- 2 -
1-3. ウイルス届出者別件数.....	- 3 -
1-3-1. 届出者の主体別届出件数.....	- 3 -
1-3-2. 届出者の業種別届出件数.....	- 4 -
1-4. ウイルス届出にみられた傾向	- 6 -
2. コンピュータ不正アクセス届出状況.....	- 7 -
2-1. 不正アクセス届出件数.....	- 7 -
2-1-1. 年別推移	- 7 -
2-1-2. 月別推移	- 7 -
2-2. 不正アクセス届出者別件数	- 8 -
2-2-1. 届出者の主体別届出件数.....	- 8 -
2-2-2. 届出者の業種別届出件数.....	- 9 -
2-3. 手口別件数.....	- 11 -
2-4. 被害内容別件数	- 12 -
2-5. 原因別件数.....	- 13 -
2-6. 電算機別件数	- 14 -
2-7. 電算機設置環境別件数.....	- 15 -
2-8. 不正アクセス届出にみられた傾向.....	- 16 -

1. コンピュータウイルス届出状況

2023年の1月から12月のコンピュータウイルス（以下、ウイルス）届出状況について示す。

1-1. ウイルス届出件数

1-1-1. 年別推移

2023年に寄せられたウイルス届出は、年間で前年の560件より311件（約55.5%）少ない、249件の届出があった。このうち、ウイルス感染被害（実被害）があった届出は30件であった。

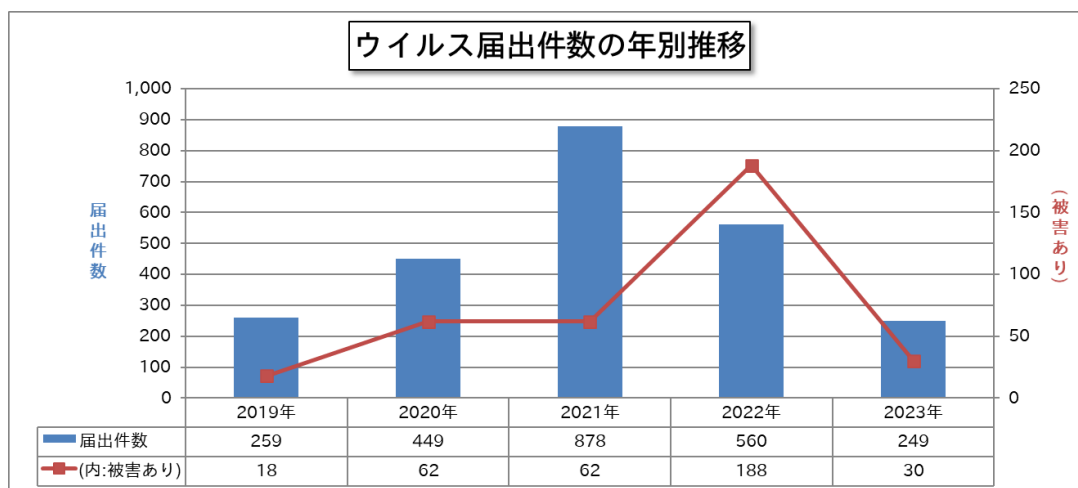


図 1-1：ウイルス届出件数の年別推移

1-1-2. 月別推移

2023年に寄せられたウイルス届出を月別に見ると、6月が最も多く、34件の届出があった。また、被害があった届出は5月が最も多く6件であった。

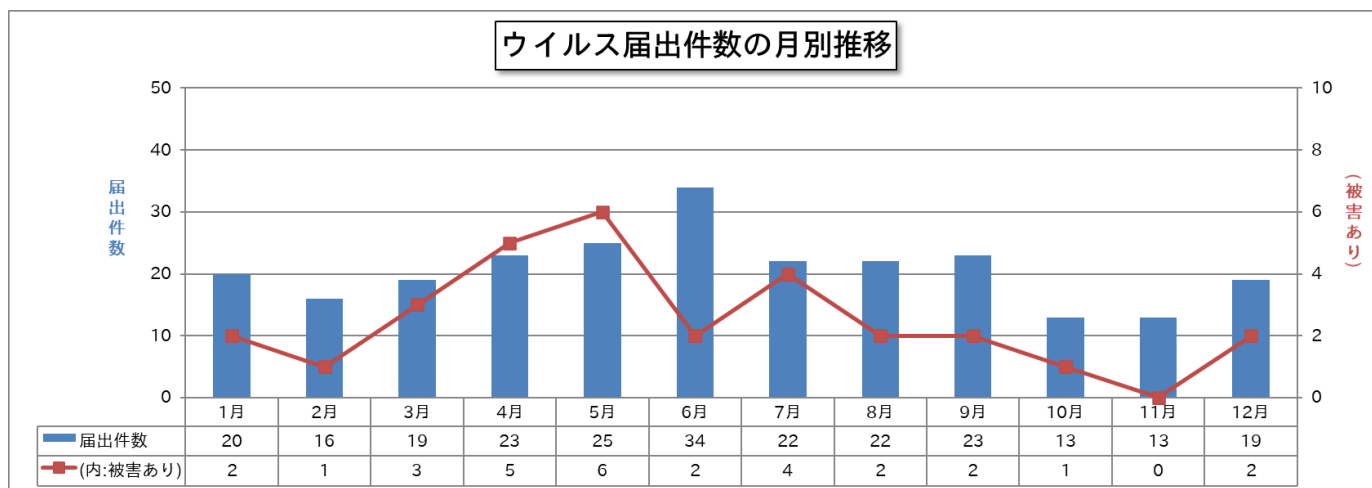


図 1-2：ウイルス届出件数の月別推移

1-2. ウイルス等検出数

1-2-1. 年別推移

2023年に寄せられたウイルス等検出数は、前年の1,041,775個より459,153個(約44.1%)少ない、582,622個であった。

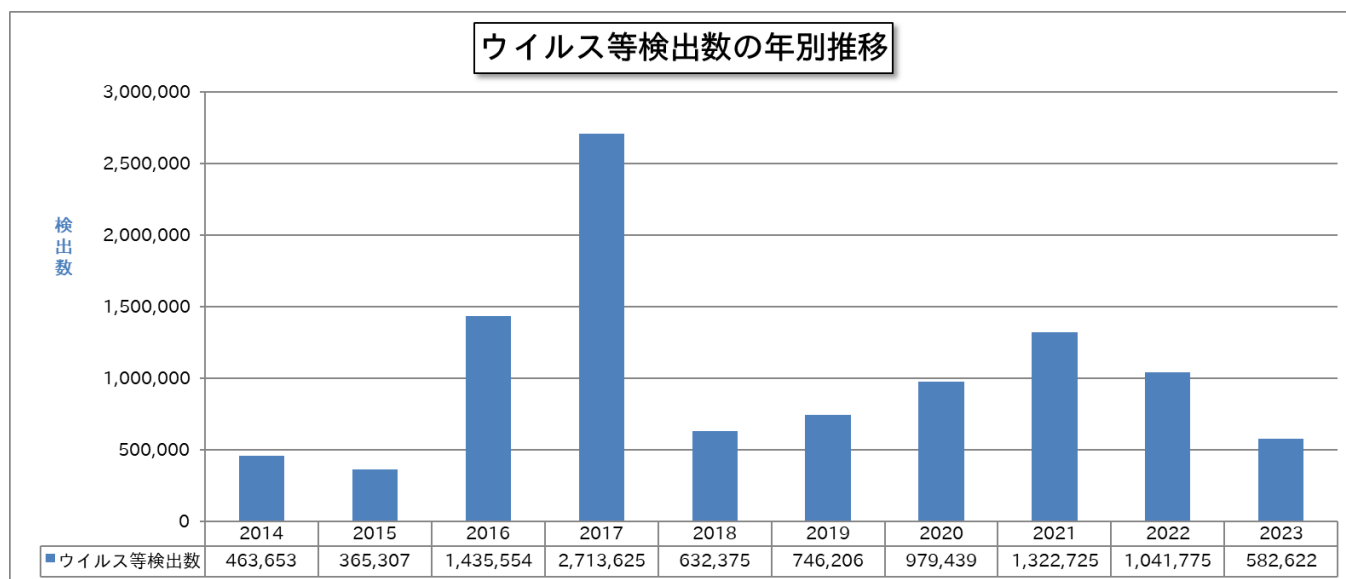


図 1-3 : ウイルス等検出数の年別推移

1-2-2. 月別推移

2023年に寄せられたウイルス等検出数を月別に見ると、5月が最も多く、81,315個であった。

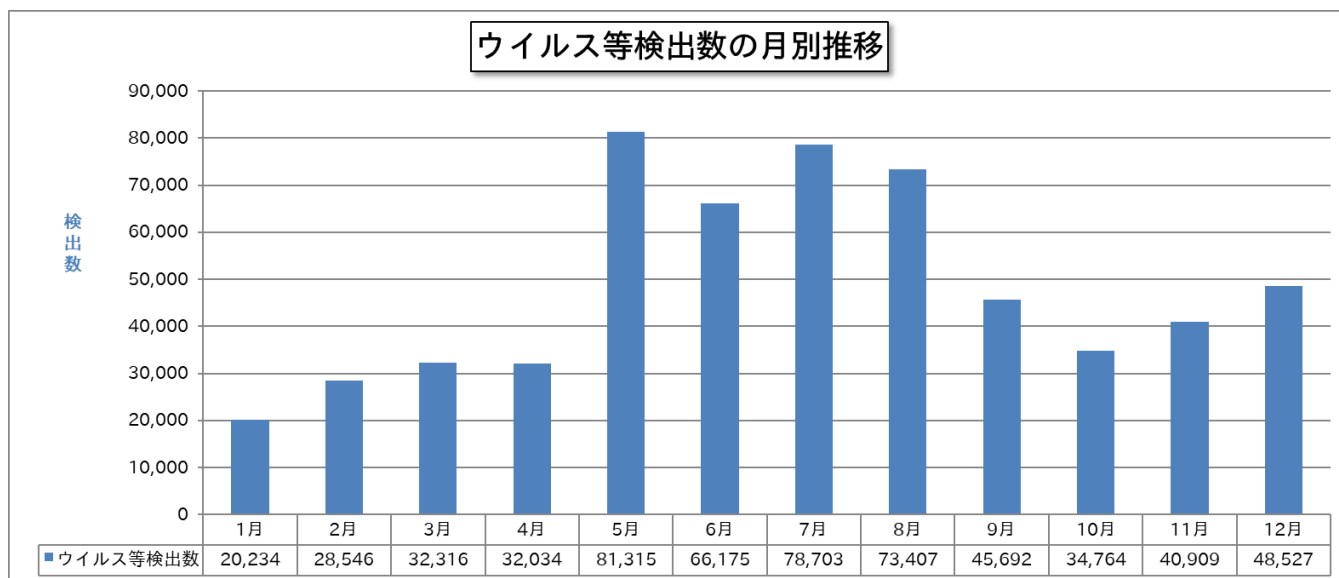


図 1-4 : ウイルス等検出数の月別推移

1-3. ウイルス届出者別件数

1-3-1. 届出者の主体別届出件数

2023年に寄せられたウイルス届出を、届出者の主体別に分類した比率および件数を次に示す。

前年と比較すると、件数は全体的に減少した。比率では、「法人」からの届出が約66.7%（166件）と最も多かった。

なお、今回より「教育・研究・行政機関」は、「教育・研究機関」と「行政機関」に区分した。

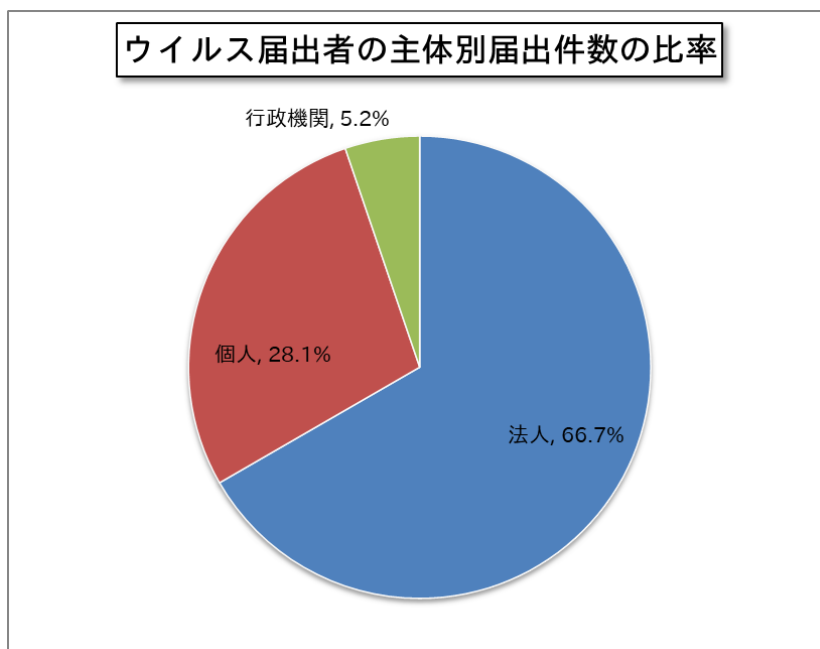


図 1-5：ウイルス届出者の主体別届出件数の比率（2023年）

表 1-1：過去3年のウイルス届出者の主体別届出件数の推移

届出者の主体	2021年	2022年	2023年
法人	284	388	166
個人	578	145	70
行政機関	15	18	13
教育・研究機関	1	9	0
合計（件）	878	560	249

1-3-2. 届出者の業種別届出件数

今回より、「1-3-1. 届出者の主体別届出件数」の個人を除いた、ウイルス届出の届出者を総務省の日本標準産業分類¹により、業種別で分類した比率および件数を次に示す。

比率では、「G.情報通信業」からの届出が約43.0%（77件）、次いで、「E.製造業」が約24.0%（43件）、「J.金融業，保険業」が約12.3%（22件）であった。

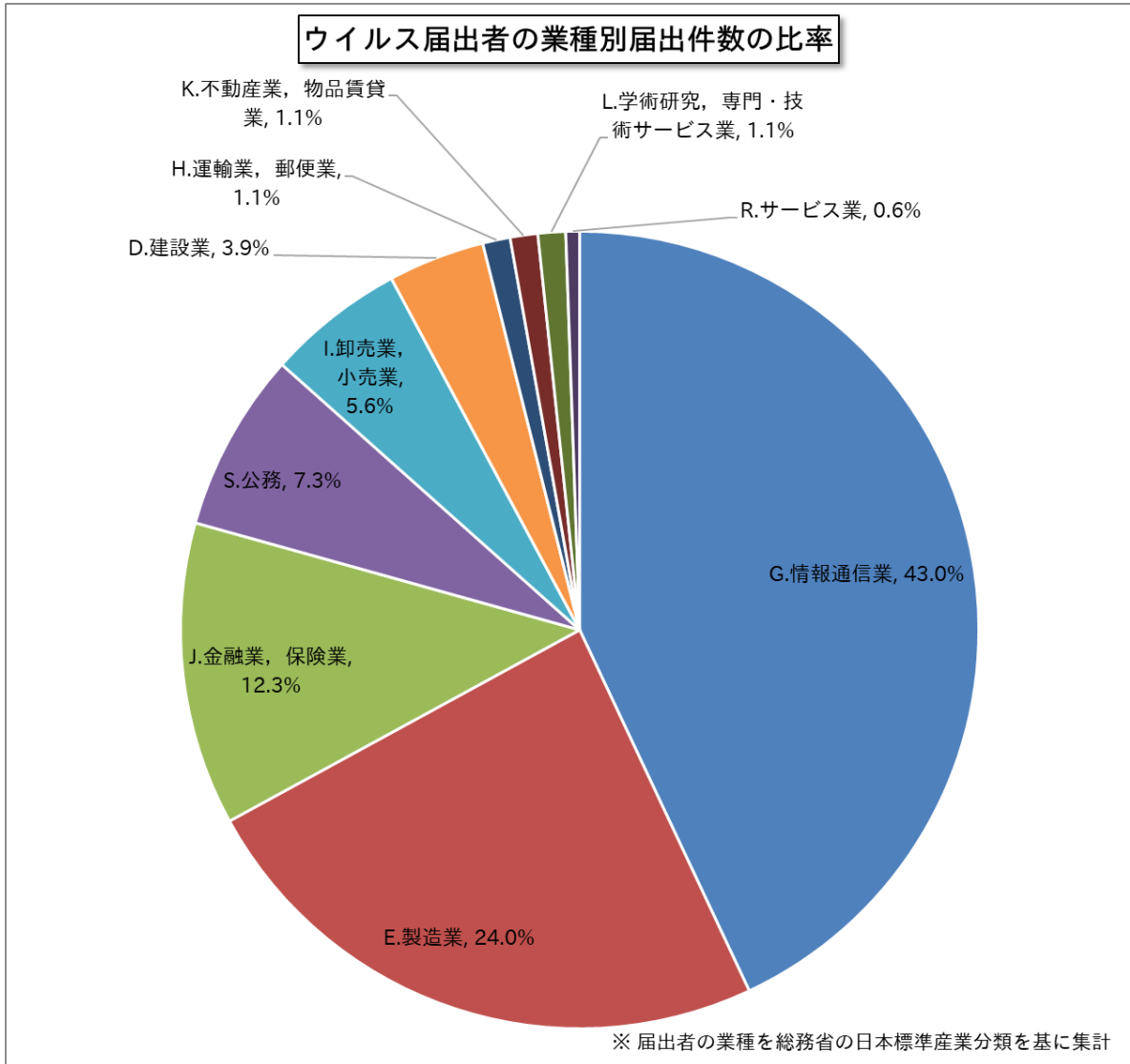


図 1-6：ウイルス届出者の業種別件数の比率（2023 年）

¹ 総務省：日本標準産業分類
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

表 1-2 : ウイルス届出者の業種別届出件数

届出者の業種	2023 年
G.情報通信業	77
E.製造業	43
J.金融業, 保険業	22
S.公務	13
I.卸売業, 小売業	10
D.建設業	7
H.運輸業, 郵便業	2
K.不動産業, 物品賃貸業	2
L.学術研究, 専門・技術サービス業	2
R.サービス業	1
合計 (件)	179

1-4. ウイルス届出にみられた傾向

2023 年では、ランサムウェアの感染被害の届出が年間を通じて、11 件寄せられた。また、Emotet の感染被害も 11 件と昨年の 145 件に比べると件数は少ないが、ランサムウェアとともに依然として被害が発生している。下記ウェブページにそれぞれの情報を掲載しているので、そちらを参照していただきたい。

- ・ IPA : ランサムウェア対策特設ページ

https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/ransom_tokusetsu.html

- ・ IPA : Emotet (エモテット) 関連情報

<https://www.ipa.go.jp/security/emotet/index.html>

あわせて、ウイルス届出に係る被害事例については「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出事例」において紹介しているので、こちらもぜひ、参照していただきたい。

・コンピュータウイルスに関する届出制度について

コンピュータウイルスに関する届出制度は、経済産業省のコンピュータウイルス対策基準に基づき、1990 年 4 月にスタートした制度であり、コンピュータウイルスを発見したものは被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされている。

IPA では、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータウイルス対策を検討している。また、受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

○コンピュータウイルス対策基準

平成 7 年 7 月 7 日（通商産業省告示 第 429 号）（制定）

平成 9 年 9 月 24 日（通商産業省告示 第 535 号）（改定）

平成 12 年 12 月 28 日（通商産業省告示 第 952 号）（最終改定）

○経済産業大臣が別に指定する者

平成 16 年 1 月 5 日（経済産業省告示 第 2 号）

2. コンピュータ不正アクセス届出状況

2023年の1月から12月のコンピュータ不正アクセス（以下、不正アクセス）届出状況について示す。

2-1. 不正アクセス届出件数

2-1-1. 年別推移

2023年に寄せられた不正アクセス届出は、年間で前年の226件より17件（約7.5%）多い、243件の届出があった。このうち、実被害があった届出は186件であり、全体の約76.5%を占めた。

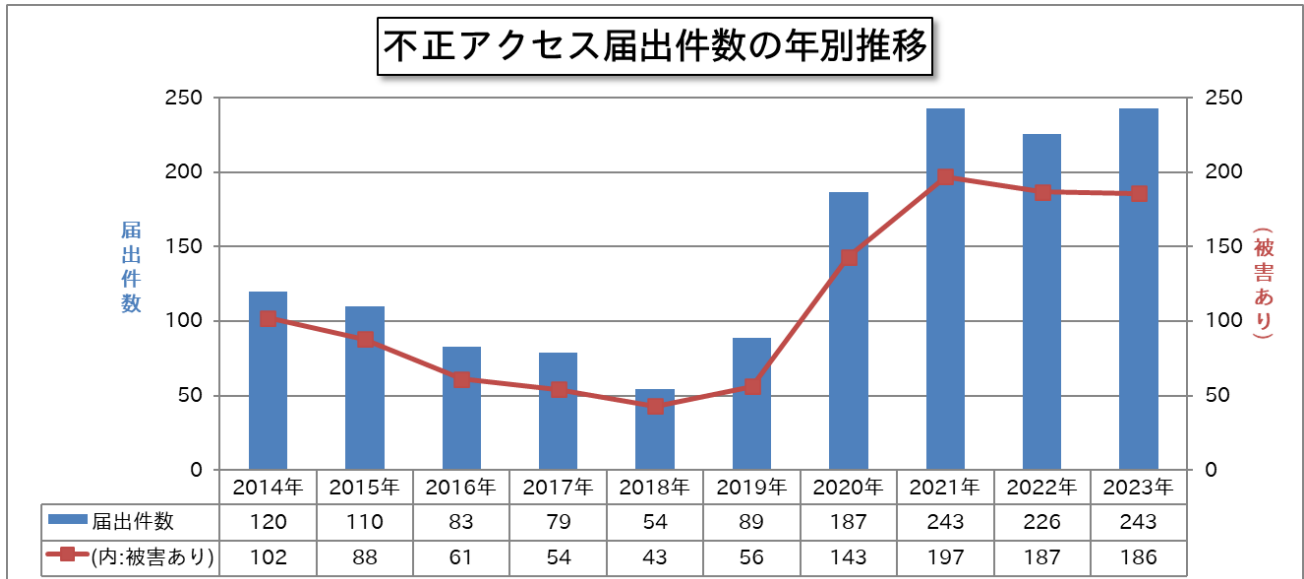


図 2-1：不正アクセス届出件数の年別推移

2-1-2. 月別推移

2023年に寄せられた不正アクセス届出を月別に見ると、6月が最も多く28件の届出があった。また、被害があった届出も6月が最も多く、22件の届出であった。

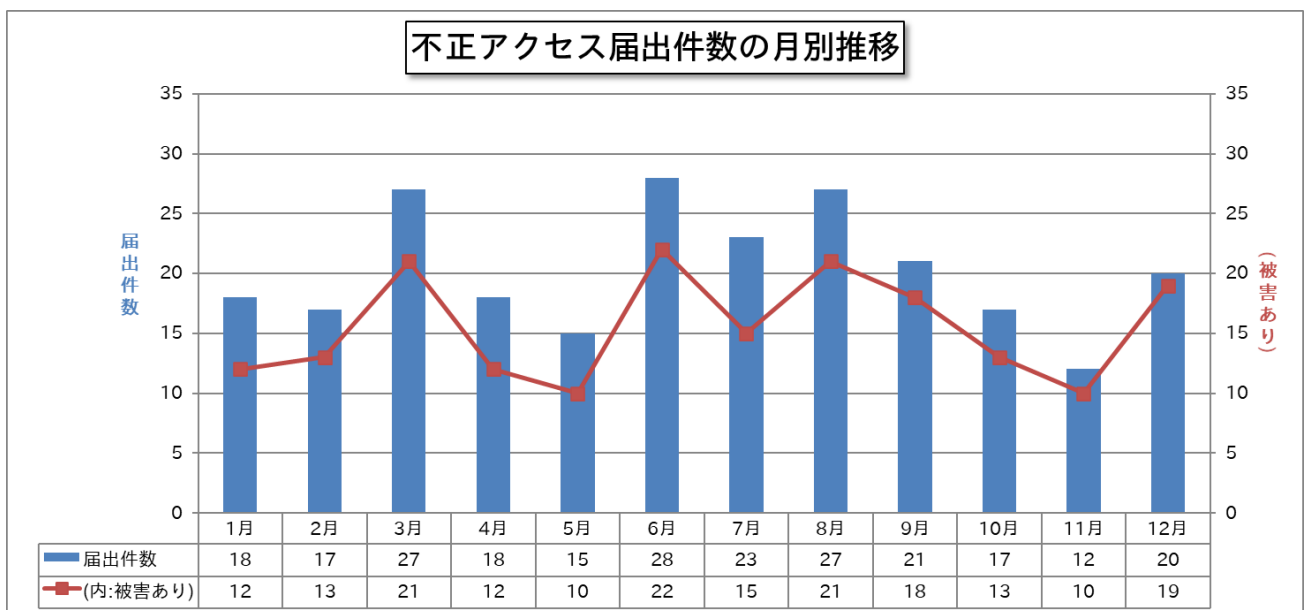


図 2-2：不正アクセス届出件数の月別推移

2-2. 不正アクセス届出者別件数

2-2-1. 届出者の主体別届出件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出を、届出者の主体別に分類した比率および件数を次に示す。

前年と比較すると、件数は「法人」の届出が増加した一方、「個人」の届出は減少した。比率では、「法人」からの届出が約75.3%（183件）と最も多かった。

なお、今回より「教育・研究・行政機関」は、「教育・研究機関」と「行政機関」に区分した。

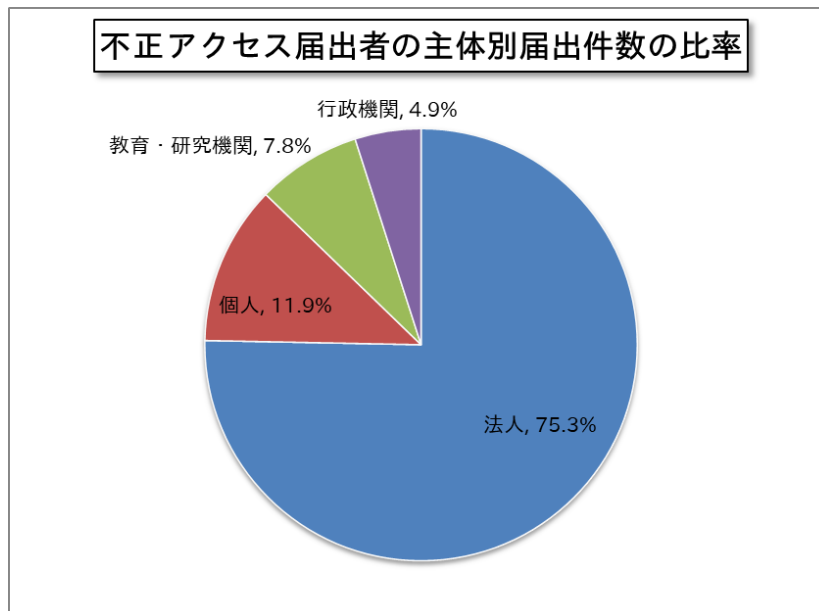


図 2-3：不正アクセス届出者の主体別届出件数の比率（2023年）

表 2-1：過去3年の不正アクセス届出者の主体別届出件数の推移

届出者の主体	2021年	2022年	2023年
法人	156	137	183
個人	46	50	29
教育・研究機関	22	21	19
行政機関	19	18	12
合計（件）	243	226	243

2-2-2. 届出者の業種別届出件数

今回より、「2-2-1. 届出者の主体別届出件数」の個人を除いた、不正アクセス届出の届出者を総務省の日本標準産業分類により、業種別で分類した比率および件数を次に示す。

比率では、「G.情報通信業」からの届出が約 18.2%（39 件）と最も多く、次いで「I.卸売業，小売業」が約 17.8%（38 件）、「E.製造業」及び「O.教育，学習支援業」が約 10.7%（23 件）であった。

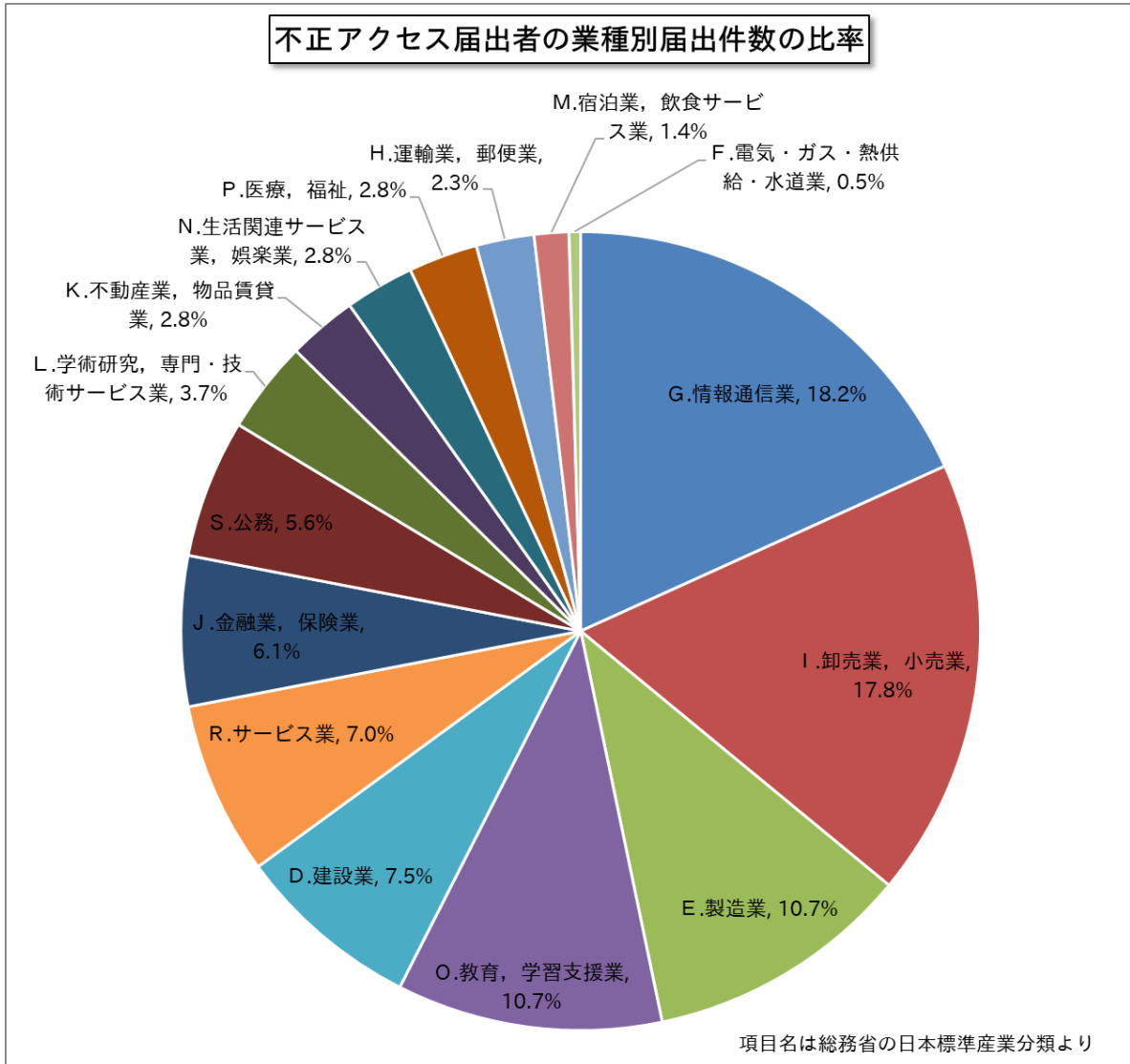


図 2-4：不正アクセス届出者の業種別届出件数の比率（2023 年）

表 2-2：不正アクセス届出者の業種別届出件数

届出者の業種	2023 年
G.情報通信業	39
I.卸売業，小売業	38
E.製造業	23
O.教育，学習支援業	23
D.建設業	16
R.サービス業	15
J.金融業，保険業	13
S.公務	12
L.学術研究，専門・技術サービス業	8
K.不動産業，物品賃貸業	6
N.生活関連サービス業，娯楽業	6
P.医療，福祉	6
H.運輸業，郵便業	5
M.宿泊業，飲食サービス業	3
F.電気・ガス・熱供給・水道業	1
合計（件）	214

2-3. 手口別件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出を攻撃行為（手口）により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の攻撃行為を受けている場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2023年の届出において最も多く見られた手口は、前年と同様に「ファイル／データ窃取、改ざん等」で168件あり、次いで「なりすまし」が102件、「不正プログラムの埋め込み」が95件であった。

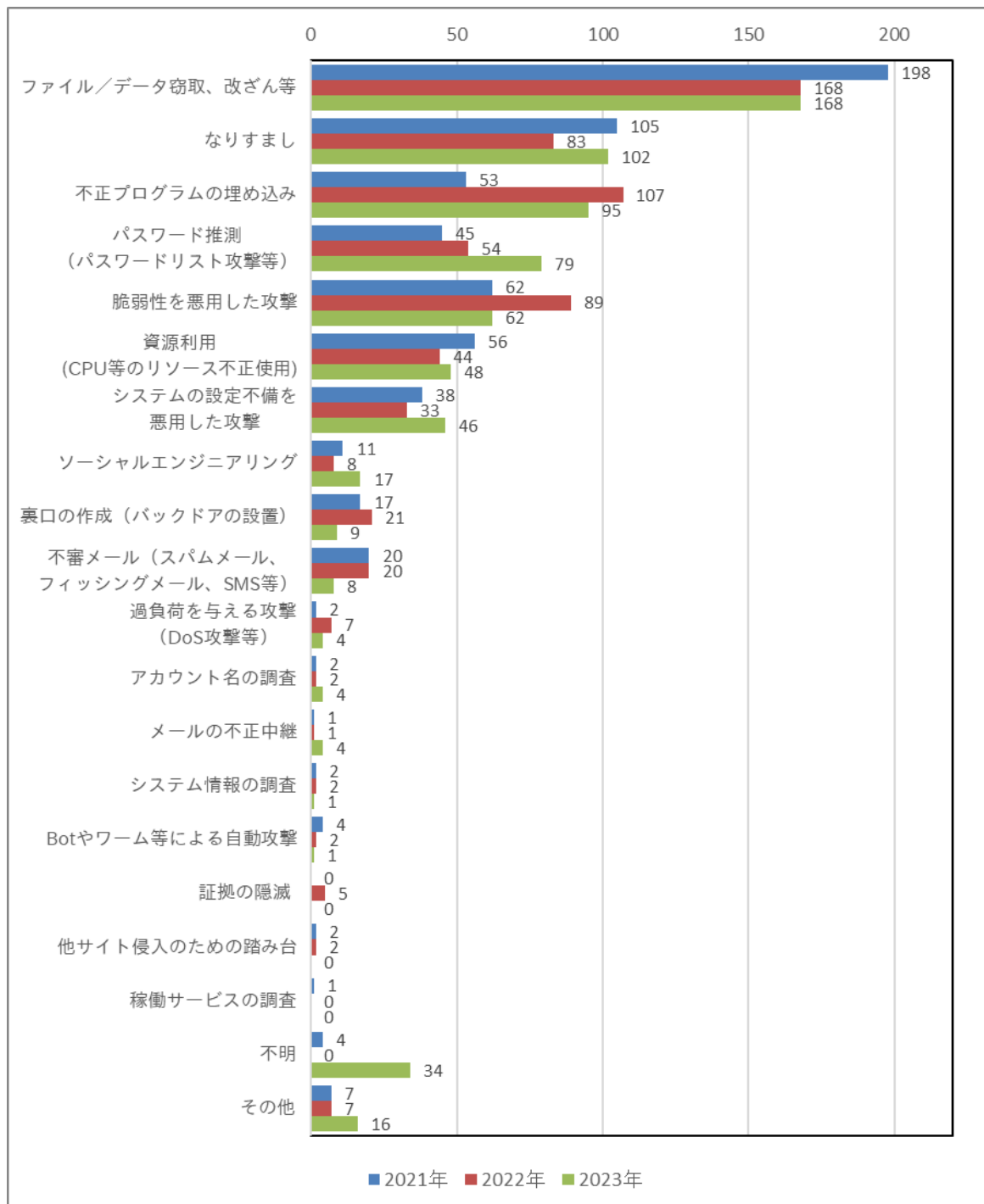


図 2-5：不正アクセス手口別件数の推移（2021～2023年）

2-4. 被害内容別件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害に遭った届出について、被害内容により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の被害内容が存在する場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2023年において最も多く見られた被害内容は、「ファイルの書き換え」が96件であり、次いで「データの窃取、盗み見」が84件、「不正プログラムの埋め込み」が79件であった。

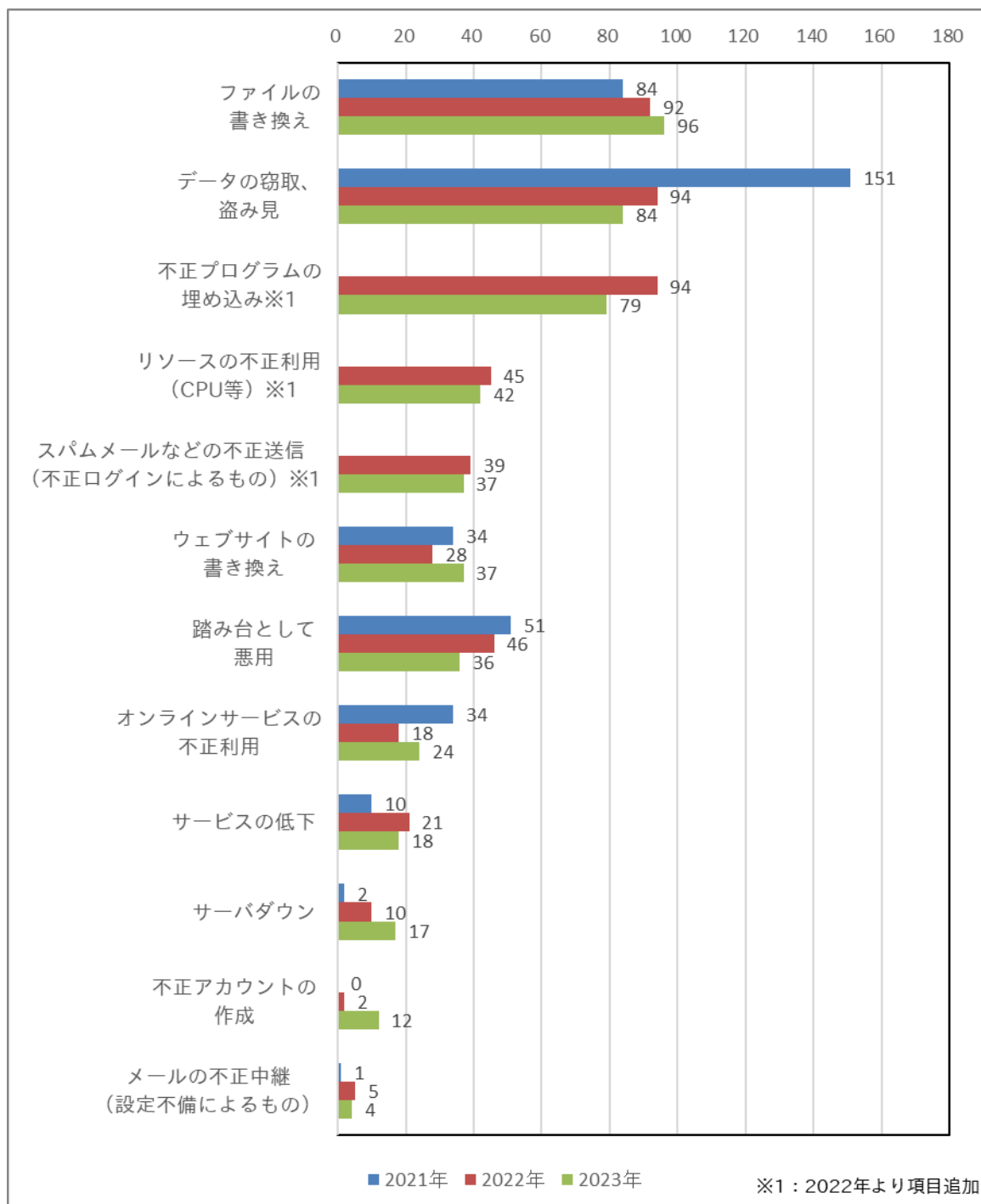


図 2-6：不正アクセス被害内容別件数の推移（2021～2023年）

2-5. 原因別件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出のうち、実際に被害に遭った届出について、不正アクセスの原因となった問題点／弱点により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の被害原因が存在する場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2023年において最も多く見られた被害原因は、前年と同様に「古いバージョンの利用や修正プログラム・必要なプラグイン等の未導入によるもの」で48件あり、次いで「設定の不備」が42件、「ID、パスワード管理の不備」が26件であった。

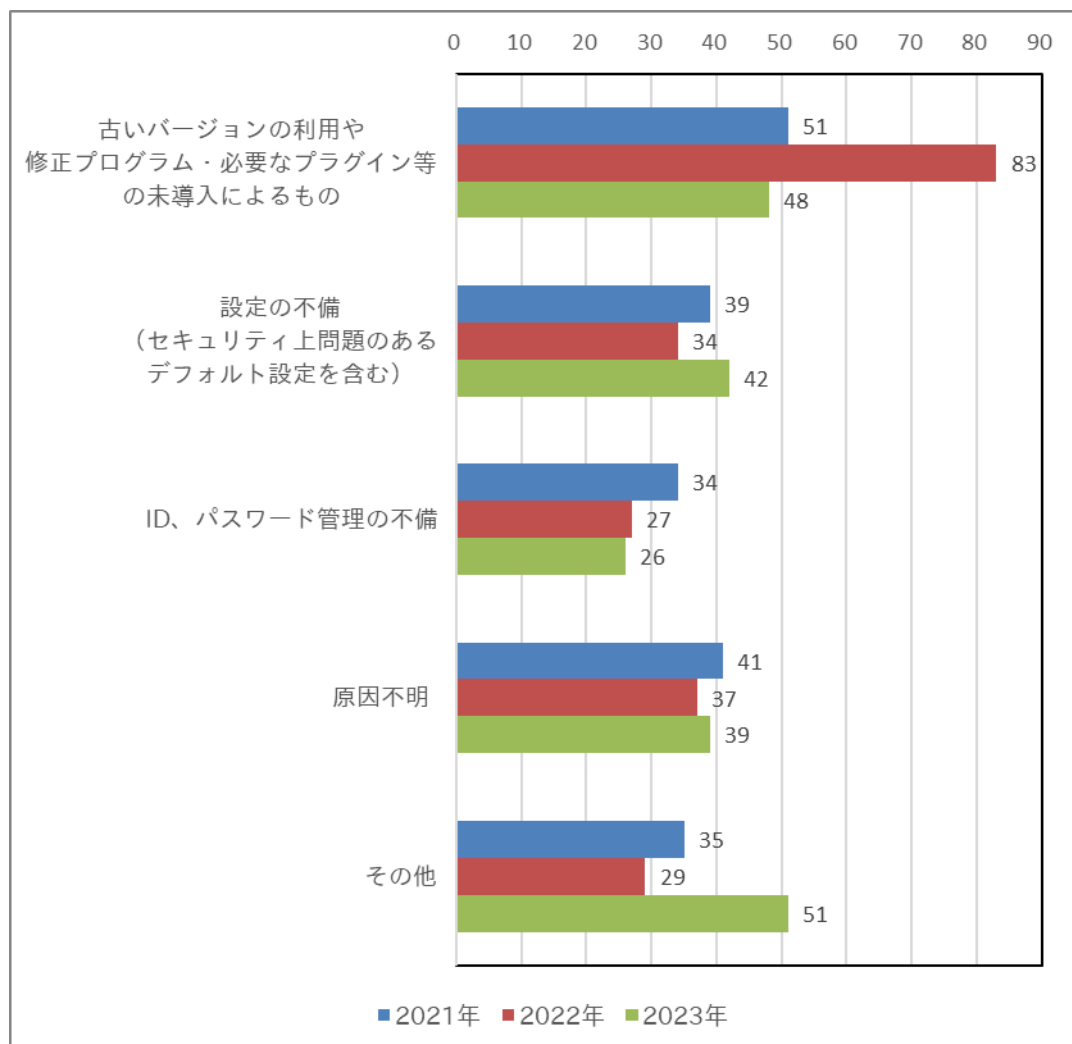


図 2-7：不正アクセス原因別件数の推移（2021～2023年）

2-6. 電算機別件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出のうち、不正アクセス行為の対象となった電算機の種別により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の電算機が不正アクセスの被害を受けた場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2023年において最も多く見られた電算機は、「ウェブサーバ」で92件あり、次いで「メールサーバ」が50件、「クライアント」が49件であった。

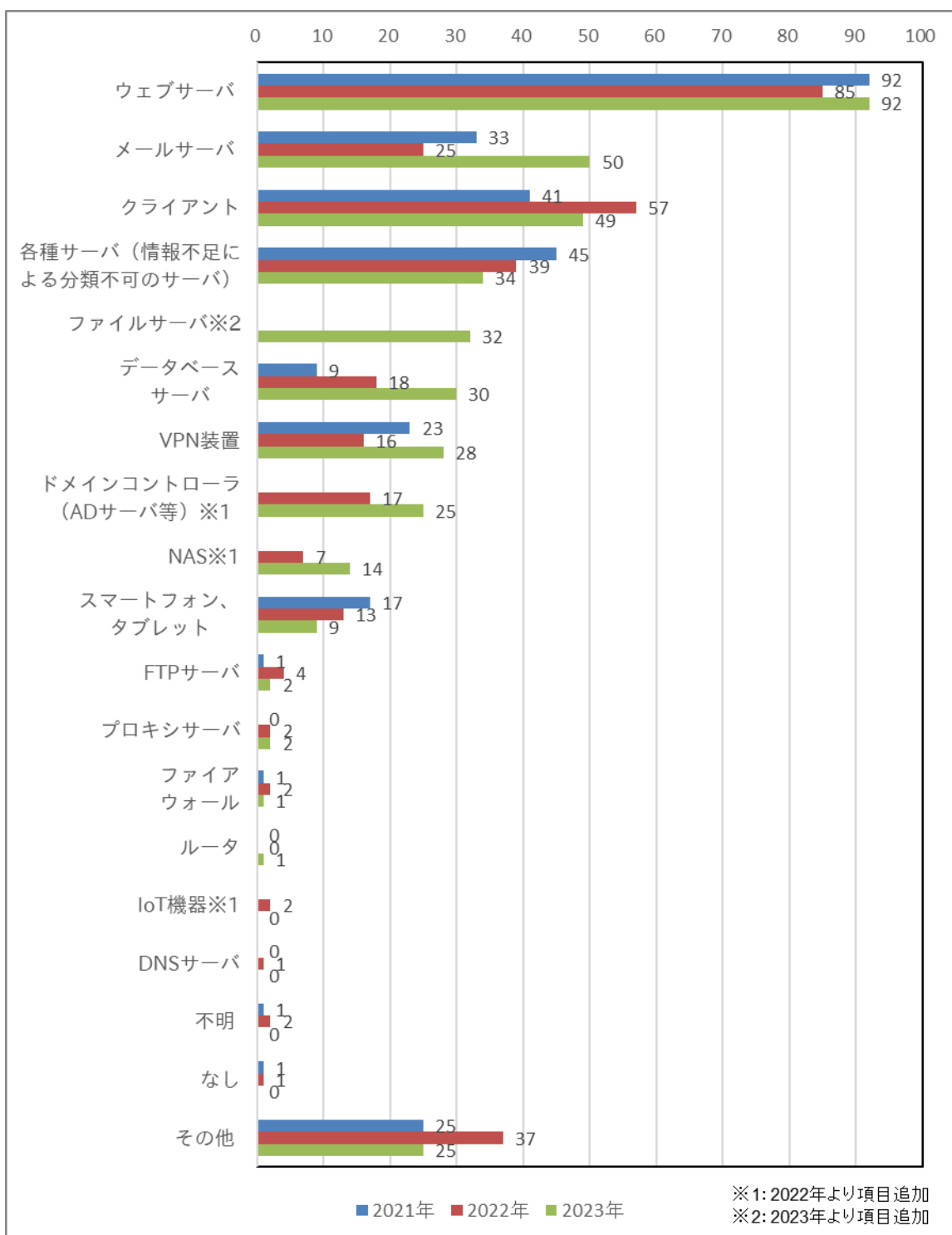


図 2-8：不正アクセス電算機別件数の推移（2021～2023年）

2-7. 電算機設置環境別件数

2023年に寄せられた不正アクセス届出のうち、不正アクセス行為の対象となった電算機の設置環境により分類したものである。

なお、1つの届出について、複数の異なる設置環境が不正アクセスを受けた場合は、該当する項目のそれぞれにカウントした。

2023年において最も多く見られた設置環境は、「自組織内（オンプレミス）」で97件あり、次いで「レンタルサーバ（ホスティング）」が57件、「クラウド環境（AWS, Azure等）」が36件であった。

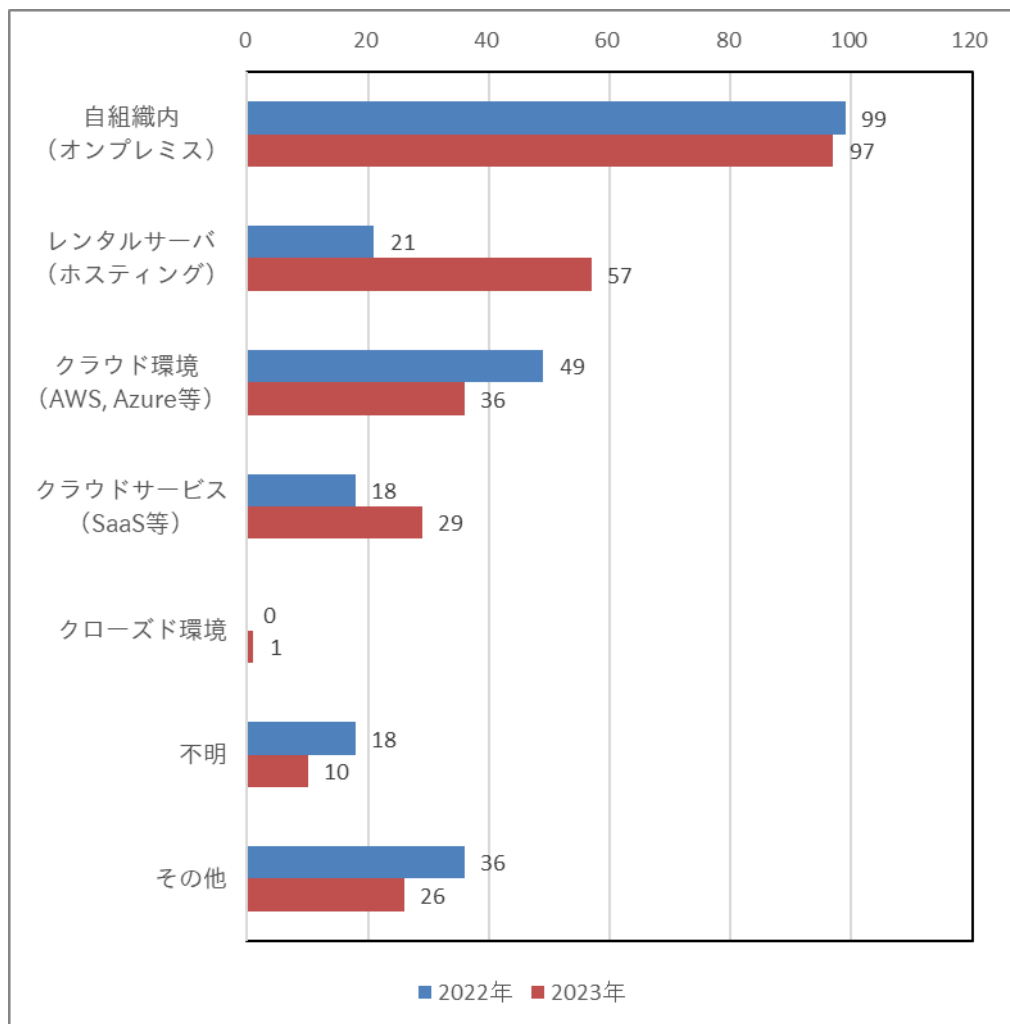


図 2-9：不正アクセス電算機設置環境別件数の推移（2022～2023年）

2-8. 不正アクセス届出にみられた傾向

2023年では、ウェブサイト（ECサイトを含む）の脆弱性や設定不備を悪用した不正アクセス被害に関する届出が年間を通じて、65件寄せられた。また、VPN装置の脆弱性やリモートデスクトッププロトコル（RDP）の設定不備を悪用したランサムウェア攻撃の被害の届出も、52件寄せられるなど、依然として同様の被害が確認されている。

これらを含む原因別で見ると、主に「古いバージョンの利用や、修正プログラム・必要なプラグイン等の未導入によるもの」が前年に引き続き多かったことから、使用している機器やソフトウェアに関する、脆弱性情報の収集や修正プログラムの適用といった基本的な対策をはじめとする、不正アクセスの防止対策を実施していただきたい。

詳細については「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出事例」において紹介しているので、ぜひ、参照していただきたい。

あわせて、ランサムウェアや脆弱性情報、ウェブサイトの運用管理については、下記ウェブページに情報を掲載しているので、こちらも、ぜひ、参照していただきたい。

- ・ランサムウェア対策特設ページ
https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/ransom_tokusetsu.html
- ・JVN (Japan Vulnerability Notes) : 脆弱性対策情報ポータルサイト
<https://jvn.jp/>
- ・「安全なウェブサイトの作り方」
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>
- ・安全なウェブサイトの運用管理に向けての20ヶ条 ～セキュリティ対策のチェックポイント～
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/sitecheck.html>
- ・ECサイト構築・運用セキュリティガイドライン
<https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/guideforecsite.html>

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、1996年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされている。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討している。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

- コンピュータ不正アクセス対策基準
 - 平成8年8月8日（通商産業省告示 第362号）（制定）
 - 平成9年9月24日（通商産業省告示 第534号）（改定）
 - 平成12年12月28日（通商産業省告示 第950号）（最終改定）
- 経済産業大臣が別に指定する者
 - 平成16年1月5日（経済産業省告示 第3号）